

人材育成等専門家派遣制度要綱

1 目的

この要綱は、地方公共団体の職員の人材の育成・確保及び能力・実績を重視した人事管理に関する課題に対応するため、人材育成等専門家を派遣する制度（以下「人材育成等専門家派遣制度」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

2 派遣対象

- (1) 人材育成等専門家の派遣対象は、地方公共団体及び地方公共団体の職員を対象とした広域共同研修に取り組んでいる団体等（以下これらを「地方公共団体等」という。）とする。
- (2) 過去に人材育成等アドバイザー制度によるアドバイザーの派遣を受けた団体であっても、派遣対象とする。

3 人材育成等専門家

- (1) 人材育成等専門家は、人材の育成・確保及び人事管理に関して知識と経験を有する学識経験者、民間企業職員並びに国及び地方公共団体の職員並びにこれらのOB等のうち、総務省が指名した者とする。
- (2) 前項に規定する人材育成等専門家の指名は、毎年度行うものとし、再指名を妨げないものとする。
- (3) 前2項に規定する人材育成等専門家は、地方公共団体等からの要望に基づき、年度内に1団体につき1回又は2回、次に掲げる事項を行う。
 - ア 人材の育成・確保及び能力・実績を重視した人事管理に関する問題点（人材育成基本方針の策定に関するものを含む。）についての助言等
 - イ 人材の育成・確保及び能力・実績を重視した人事管理に関する研修会等における講演及び研究会等における有識専門家としての参加等
 - ウ 前2号に掲げるもののほか、地方公共団体等における制度の趣旨に沿った業務

4 派遣の要望

人材育成等専門家の派遣を要望する地方公共団体等は、人材育成等専門家派遣要望書（別記様式）により、都道府県及び政令指定都市にあっては直接総務省に、その他の団体等にあっては都道府県を経由して総務省に派遣を要望するものとする。

5 派遣の決定

4の規定による派遣の要望があったときは、総務省において当該要望の内容等を精査した上、必要があると認める地方公共団体等に対し、当該要望の内容に適した人材育成等専門家を派遣する。

6 派遣報告書の提出

5の規定による派遣を受けた地方公共団体等は、人材育成等専門家が派遣された後、総務省が別に定める人材育成等専門家の派遣に係る報告書を作成し、総務省に提出するものとする。

7 経費

人材育成等専門家の派遣を受ける地方公共団体等は、実施に要する会場借料及び会議費を負担するものとする。

8 連絡調整会議

(1) 人材育成等専門家制度の運営のため、連絡調整会議を置く。

(2) 連絡調整会議は、総務省が指名した人材の育成・確保及び能力・実績を重視した人事管理に関して知識と経験を有する学識経験者等3名以上により構成する。

(3) 連絡調整会議は、次に掲げる事項を審議する。

ア 人材育成等専門家の派遣に関すること。

イ 人材育成等専門家の助言等の調整に関すること。

ウ 前2号に掲げるもののほか、人材育成等専門家派遣制度の運営に関して必要があると総務省が認める事項

9 庶務

人材育成等専門家派遣制度に関する庶務は、総務省自治行政局公務員部女性活躍・人材活用推進室において行う。

10 委任

この要綱に定めるもののほか、人材育成等専門家派遣制度の実施に関し必要な事項は、総務省自治行政局公務員部女性活躍・人材活用推進室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。